

## 岩手県強度行動障害支援者養成研修事業指定事務取扱要綱

### (目的)

第1 この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）で定める強度行動障害支援者養成研修事業者の指定等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2 本事業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる必要事項を記載又は添付した「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業指定申請書」（様式第1号）を、当該事業を実施する（受講者の募集を含む。以下において同じ。）1か月前までに知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては、主たる事業所の所在地及び対象地域）並びに実施課程

ウ 事業開始予定年月日（募集開始及び研修開始年月日）

エ 実施要綱（学則）等及び受講者募集パンフレット（案）等

オ 募集人員

カ 実施するカリキュラム及び研修日程表

キ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴（担当科目に関連する学歴、職歴、資格取得等）、担当科目及び専任兼任の別

ク 研修修了の認定方法（修了しなければならない科目及び時間、試験等の実施等）

ケ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

コ 申請者の資産状況（決算書及び予算書等）

サ その他指定に関し必要があると認める事項

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約及び登記簿謄本を添付すること。

### 2 受講者募集に関する要件

研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした実施要綱（学則）等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称及び課程

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム及び使用する教材

- カ 講師氏名
- キ 研修修了の認定方法
- ク 開講時期
- ケ 受講資格
- コ 受講手続（募集要領等）
- サ 受講費用（授業料、実習費等）

3 講義を通信の方法によって行う場合にあつては、第2第1項に定める書類に加え、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導実施要領（受講者に配布するもの）
- (2) 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室使用承諾書

4 指定の申請は、各課程ごと及び講義の方法の別ごとに行うものとする。

（指定の要件）

第3 指定の要件は、次のとおりとする。

(1) 研修事業の実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財産基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が運営要領に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、運営要領に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 講義を担当する講師については、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

エ 研修事業の実施場所が岩手県内であること。ただし、受講者の募集地域又は居住地を県内に限るものではないこと。

オ 受講者が障がい者であることが見込まれるときは、研修課程、使用テキストその他実施体制に特段の配慮がなされていること。

（指定及び却下）

第4 知事は、指定の申請があつたときは、その可否を決定し、「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業指定通知書」（様式第2号）又は「同指定申請却下通知書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(変更の届出等)

- 第5 事業者は、第2に基づく指定の申請内容に変更（ただし、軽微な変更及び次項に係るものは除く。）があったときは、10日以内に「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業変更届」（様式第4号の1）を知事に提出するものとする。なお、基礎研修の指定を受けた者が実践研修を併せて実施する場合は、第2第1項アからキまでに掲げる事項の変更の届出で足りるものとする。
- 2 事業者は第4による指定を受けた事業年度において同一課程に係る研修事業を追加して実施しようとする場合及び翌事業年度等において同一課程に係る研修事業を実施しようとする場合にあつては、研修の実施をしようとする日の1か月前までに、「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業変更届」（様式第4号の2）。以下、前項の岩手県強度行動障害支援者養成研修事業変更届（様式第4号の1）を含めて「変更届出書」と総称する。）を知事に提出しなければならない。
- 3 変更届出書には、第2第1項に定める書類のうち、当該変更の内容に応じて、必要な書類を添付しなければならない。
- 4 知事は、変更届出書の提出があつた場合において、変更後の内容が、第3に定める指定の要件を満たすと認められるときは、当該事業者に対し、「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業変更届受理通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

(研修事業の廃止、休止及び再開)

- 第7 事業者は、研修事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業廃止（休止・再開）届出書」（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

- 第8 事業者は、研修の全カリキュラムを終了した者を研修修了者として認定する。
- 2 事業者は、基礎研修研修修了者に対し、「修了証書」（様式第7号）を、実践研修修了者に対し、「修了証書」（様式第8号）を交付するものとする。
- 3 事業者は、受講者からの修了証書の再発行等の依頼に応じなければならない。

(実績報告等)

- 第9 事業者は、毎事業年度終了後2か月以内に「岩手県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」（様式第9号）及び「岩手県強度行動障害支援者養成研修修了者名簿」（様式第10号）を知事に提出するものとする。

(調査及び指導)

第 10 知事は、必要があると認められるときは、事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行うことができるものとする。

2 知事は、必要があると認められるときは、事業者に対し、必要な事項の報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適正を欠くものと認められるときは、事業者に対して改善指導を行うことができるものとする。

(指定の取消し)

第 11 知事は、申請内容と事業内容が大幅に異なる等指定を行うことが不相当と認められる事由が生じた場合は、その指定を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第 12 事業者は、受講者の研修への出席状況等修了の認定に関する書類及び強度行動障害支援者養成研修事業修了者名簿等、研修修了者に関する書類を保存しておくものとする。

(研修事業実施上の留意事項)

第 13 県及び事業者は、研修事業の実施上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人に係る情報については、適切に管理するものとする。

2 県及び事業者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう、受講者を指導するものとする。

附 則

この要綱は令和元年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。